

青森大学特別奨学給付金制度に関する細則

・青森大学特別奨学給付金制度(令和3年度以降授業料25%免除)

(I)採用基準(家庭の経済的基準)

原則として、保護者の全収入(前年)が、500万円未満(薬学部は600万円未満)程度であること。
ただし、家族構成や進学希望学部などを勘案して採否を決定する。

(II)成績

勉学意欲に燃え、かつ、前年度のまでの累計GPAが2.2以上であること。ただし、特に前項を重視して判定する。

(III)その他

- ①「免除措置」が適用されるのは授業料のみであり、他の納付金は該当しない。
- ②この制度を受けるには、日本学生支援機構等の奨学金等受けることを条件とする。
- ③免除期間は1年間とするが、それ以降引き続き申請して認められれば、継続は可能。ただし、毎年度申請を必要とする。(青森大学特別奨学給付制度審査会で審議)
- ④スポーツ・文芸特待、学業特待及び系列校からの入学者授業料減免等他の奨学金を受ける者にはこの給付金は適用しない。
- ⑤留年中の者は本制度に申請することはできない。なお、進級した場合は申請を認める。
- ⑥令和2年度は授業料50%免除措置とするが、令和3年度以降は授業料25%免除措置とする。

(IV)青森大学特別奨学給付制度による授業料25%免除 —各学部の例(令和3年度以降)

【総合経営学部及び社会学部の場合】

(円)

	一般の納入金	令和3年度以降特別奨学給付制度が適用された場合
授業料	642,000	481,500
教育充実費	300,000	300,000
委託徴収金	50,000	50,000
合計	992,000	831,500

【ソフトウェア情報学部の場合】

(円)

	一般の納入金	令和3年度以降特別奨学給付制度が適用された場合
授業料	980,000	735,000
教育充実費	200,000	200,000
実験実習費	80,000	80,000
委託徴収金	50,000	50,000
合計	1,310,000	1,065,000

【薬学部の場合】

(円)

	一般の納入金	令和3年度以降特別奨学給付制度が適用された場合
授業料	1,300,000	975,000
教育充実費	465,000	465,000

実験実習費	120,000	120,000
委託徴収金	50,000	50,000
合計	1,935,000	1,610,000